

弘前市緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅において援護を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報システム事業（以下「事業」という。）を実施することにより、安全かつ安心した生活を送ることができる環境を整備するとともに、急病や緊急時に適切な対応を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通報システム ハンズフリーの機能を有する本体と、常時携帯が可能で緊急連絡機能がある子機で構成される装置であって、固定電話回線を利用し、急病、事故その他の緊急事態を緊急通報受信センター等に通報することができるものをいう。
- (2) ひとり暮らし高齢者等
 - (ア) 高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）であって、病弱等により緊急通報を必要とする単身で生活している者又は高齢者のみの世帯に属する者
 - (イ) 世帯員の就労等により緊急通報を必要とする高齢者
 - (ウ) 単身生活者であって、重度の身体障がいをもつ者
 - (エ) 上記に準じて市長が認めた者
- (3) 世帯 住民票上の世帯を意味する。（特別な事情により、世帯員が住居及び生計を共にしていない場合を除く。）
- (4) 緊急通報システムサービス 緊急通報システムの設置、緊急通報システムを利用した安否の確認、健康相談、緊急通報の受信及び緊急時の立入等、事業の実施として提供されるサービスを言う。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は弘前市とする。ただし、緊急通報システムの利用者（以下「利用者」という。）及びサービス内容の決定を除く事業の一部を、事業の適正な運営ができることと認められる法人に委託して実施することができるものとする。

(利用者)

第4条 緊急通報システムを利用することができる者は、市内に住所を有し、固定電話回線を有しているひとり暮らし高齢者等であり、緊急通報システムの利用が必要と認められる者とする。

(利用の申請)

第5条 緊急通報システムを自ら利用しようとする者又は、ひとり暮らし高齢者等に利用させようとする者は、弘前市緊急通報システム利用申請（登録）書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(利用の誓約)

第6条 緊急通報システムを自ら利用しようとする者又は、ひとり暮らし高齢者等に利用させようとする者が、前条に定める申請をする場合には、弘前市緊急通報システム利用誓約書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、速やかに審査を行い、緊急通報システムを利用する必要があると認められた場合には、弘前市緊急通報システム利用決定・変更通知書（様式第3号）により、利用の必要がないと認められた場合には、弘前市緊急通報システム利用却下通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

2 緊急通報システムをひとり暮らし高齢者等に利用させようとする者が、第5条に規定する申請をした場合においては、前項に定める通知は、当該ひとり暮らし高齢者等に対しても併せて行うものとする。

(福祉安心電話)

第8条 市長は、第5条に規定する申請があった場合において、ひとり暮らし高齢者等の属する世帯が、生活困窮者と認められる非課税の世帯（世帯全員が住民税非課税の者で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の世帯）については、無料で社会福祉法人弘前市社会福祉協議会に委託する緊急通報システム（福祉安心電話）の利用を決定することができる。

2 前項に規定する緊急通報システム（福祉安心電話）を利用しようとする者は、緊急通報システム利用申請（登録）書（様式第1号）の裏面の緊急通報装置協力員名簿に協力員を記載して提出するものとする。

(利用契約の締結)

第9条 市長は、第7条及び前条の規定により、緊急通報システムの利用を決定した場合には、利用者との間で、弘前市緊急通報システム利用契約書（様式第5号）により、緊急通報システム利用に関する契約を締結するものとする。

(異動等の届出)

第10条 利用者又は申請者は、緊急通報システムの利用が決定された後、次の各号のいずれかに異動があったときは、弘前市緊急通報システム変更届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者の氏名
- (2) 利用者の住所
- (3) 利用者の電話番号
- (4) 利用者の属する世帯の状況等
- (5) 利用者の緊急連絡先
- (6) 緊急通報装置協力員の氏名、住所、電話番号

(利用の取消)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消し、弘前市緊急通報システム利用取消通知書（様式第7号）により、利用者へ通知するものとする。

- (1) 利用者が第4条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者又は申請者等から事業の利用を中止する旨の申し出があったとき。
- (3) 弘前市緊急通報システム利用契約が解除されたとき。
- (4) 利用者が禁止行為を行ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(費用の負担額等)

第12条 利用者は、別表に定める費用を負担しなければならない。

2 緊急通報システムを利用するひとり暮らし高齢者等以外の者が、第5条に定める申請を行い、緊急通報システムの利用の決定がなされた場合には、申請者は利用者として連帯して、別表に定める費用を負担するものとする。

3 利用者は第2条の規定により、市が事業の実施を法人に委託した場合には、別表に定める費用を当該法人に対して直接支払うことができる。

(禁止行為)

第13条 利用者は、緊急通報システムサービスの提供を受けることができる権利を他に譲渡し、交換し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(管理)

第14条 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって緊急通報システムを管理しなければならない。

(経費の返還)

第15条 市長は、利用者が第13条の規定に違反したときは、事業の利用に要した経費の全部又は一部を負担させることができる。

(台帳の整備)

第16条 市長は、事業の実施状況を明確にするため、弘前市緊急通報システム事業台帳(様式第8号)を整備するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(弘前市緊急通報装置貸与事業実施要綱の廃止)

2 弘前市緊急通報装置貸与事業実施要綱(平成18年4月1日告示。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに受けた、旧要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該利用者の申し出または、死亡による場合を除き、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

4 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(弘前市緊急通報装置貸与事業実施要領の廃止)

2 弘前市緊急通報装置貸与事業実施要領(平成26年10月30日施行。)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

別表（第12条関係）

事業名	費用の負担額
緊急通報システム事業	<p>1 生活保護受給世帯の場合 緊急通報システム 一式 1か月当たり、無料とする。 (機械設置・撤去工事の各1回の費用を含む)</p> <p>2 利用者を含む世帯員全員が住民税非課税の場合 緊急通報システム 一式 1か月当たり、1,000円にそれに係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。 (機械設置・撤去工事の各1回の費用を含む)</p> <p>3 利用者を含む世帯員に住民税が課税されている場合 緊急通報システム 一式 1か月当たり、1,500円にそれに係る消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。 (機械設置・撤去工事の各1回の費用を含む)</p> <p>4 利用者は、月の途中で利用を開始または廃止した場合は、利用開始月の費用は負担し、利用廃止月の費用は無料とする。</p> <p>5 利用者の費用の負担額を算定する住民税課税情報は、直近の世帯課税額を算定の基とする。</p> <p>6 利用者の費用負担の更新算定は毎年7月1日の世帯課税額を基とし、結果については更新利用者に弘前市緊急通報システム利用決定・変更通知書（様式第3号）で通知するものとする。</p>